

「教員及び保姆資格検定試験」からみた 幼稚園保姆に求められる資質と学力程度

－『兵庫県小学校教員及幼稚園保姆検定試験問題集』の検討－

浜野兼一

はじめに

本稿は、我が国における教員成制度に関する史的研究の一環として、明治期の幼稚園保姆に求められた資質や学力程度について、幼稚園保姆検定試験を通して考察しようとするものである。

教員養成制度の歴史に関する主な先行諸研究を概観してみると、これまでは、第一に、特定の分野や領域について養成制度の面から検討した研究、第二に、学校段階を限定して当該学校段階における養成制度の史的展開を明らかにした研究、第三に、外国の教員養成制度について史的側面から検討した研究、第四に、教員養成というテーマを制度と思想の関わりから考察した研究など、多くの研究成果が積み上げられてきている。例えば、明治期についての制度研究としては、平田宗史や名倉英三郎の研究がある。また、明治期の小学校教員検定試験については、秋田県の事例を中心とした釜田史、兵庫県の事例に焦点をあてた山本朗登らの研究がある²。しかしながら、本稿で取り上げる特定の幼稚園保姆検定試験の実施内容から幼稚園保姆に求められた資質や学力程度に焦点をあてて考察している研究は、管見ではほとんどみることができない。

小学校教員検定とともに行われていた幼稚園保姆検定試験が教員検定試験の中にどう位置づけられていたのか、検定試験はどのような内容であったのか、そしてこれらが当時の幼稚園保姆の養成にどのような意味をもっていたのか、といった論点は明治期における幼稚園保姆の在り方を再考する上でも必要と考える。

そこで本稿では、これまで積み上げられてきた先行研究に学びながらも、明治期における幼稚園保姆の特質や課題などをとらえ直すために、幼稚園保姆検定試験の実施状況の過程を兵庫県小学校教員及幼稚園保姆検定試験問題集をもとに跡づけながら考察することとした。なお、今回の論考では紙幅等の関係から研究対象の時期を明治38年から42年までとし、そのほかの事項や時期等については、稿を改めて検討する。

1 教員及び保姆資格検定試験における幼稚園保姆検定試験の位置づけ

我が国の近代学校教育は明治5（1872）年8月に頒布された「学制」にその制度的起点がある。「学制」は国民皆学を主要目標のひとつに掲げていたが、これを達成するには学校体系の基盤となる小学校の設置や就学の促進が重要課題のひとつとされた。これに伴って、新しく動き出した小学校の教育をつかさどる教員養成の制度的整備も達成すべき課題として提起された。このため、小学校の教員は師範学校で養成することを制度化するとともにその資格についても明確な定めが必要とされた。したがって、「学制」においても「小学教員ハ男女ヲ論セス年齢二十歳以上ニシテ師範学校卒業免状或ハ中学免状ヲ得シモノニ非サレハ其任ニ当ルコトヲ許サズ」と規定し、小学校教員の資格基準を明示したのである。この規定の趣旨は、師範学校の諸規定にも反映され、「学制」に基づいた小学校教員養成の理念がしだいに浸透していくこととなった。

本稿で取り上げる教員の資格に係る検定試験は、学制期から実施している師範学校もあったが明治12年（1879年）9月公布の「教育令」において「公立師範学校ハ本校ニ入学セサルモノト雖モ卒業証書ヲ請フモノアラハ其学业ヲ試験シ合格ノモノニハ卒業証書ヲ与フヘシ」と規定されて以降、しだいに制度が普及、確立していくこととなった。しかしながら、教員不足という状況は解消されず、教員の確保という問題が明治政府に重くのしかかったのである⁵。

ところで、本稿で検討する『兵庫県小学校教員及幼稚園保姆検定試験問題集』（明治43年）の冒頭には「本書は兵庫県に於て小学校教員及幼稚園保姆の検定に應ぜんとするもの、参考に供せんが為めに編纂したるものなれば附録として巻末に此等受験者の心得べき事項及参照すべき官令等をも之を輯録したり」という一節があるが、「検定に應ぜんとするもの、参考」や「受験者の心得べき事項」という説明から、本問題集は単に5年分の試験問題を集めたものではなく、受験者が検定試験を受ける際の対策書という見方が妥当であろう。

問題集の内容構成は、小学校本科正教員、尋常小学校本科正教員、小学校准教員、尋常小学校准教員、小学校専科正教員普通学力、小学校専科正教員実科、幼稚園保姆、の7項目に分けられそれぞれの配当科目の実施問題が掲載されている。それでは、これら内容項目の中に幼稚園保姆検定試験はどのように組み込まれているのだろうか。試験種別の各項目と科目の配当を示したのが表1である。

表1 検定試験の実施状況と科目の配当

	修身	教育	保育	国語	算術	漢文	歴史	理科	地理	歴史地理	数学	博物	理化学	家事	裁縫	法制経済	習字	図画	音楽	体操	農業	商業	手工	英語
小学校本科正教員	○	○		○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
尋常小学校本科正教員	○	○		○	○		○	○							○		○	○		○				
小学校准教員	○	○		○	○		○	○	○						○			○		○				
尋常小学校准教員	○	○		○	○			○		○											○			
小学校専科正教員 普通学力	○			○	○																			
小学校専科正教員 実科															○			○	○	○	○	○	○	○
幼稚園保姆	○		○	○	○			○		○								○	○	○				

(『兵庫県小学校教員及幼稚園保姆検定試験問題集』における試験種別の内容に基づいて作成)

表1をみると、試験種7つのうち小学校本科正教員試験の配当科目が16科目で最も多くなっている。しかし、これほど多くの科目が配当されているのは当該正教員のみで、これ以外の試験はすべて10科目以内で設定されている。幼稚園保姆試験に目を向けると、その配当科目は9科目となっており、「修身」、「国語」、「算術」などの主要科目のほか、「保育」や「音楽」といった幼稚園保姆が身をおく保育現場の実践と密接に関わる科目も設けられている。

2 幼稚園保姆検定試験実施問題の内容と傾向

一 「修身」と「保育」一

前節で述べた試験科目の配当状況を踏まえて、本節では幼稚園保姆検定試験で出題された問題の内容や傾向を分析する。今回の論考では、試験科目のうち特に「修身」と「保育」を取り上げ、本稿のテーマである幼稚園保姆に求められた資質や学力程度を検討する。

(1) 「修身」

以下の表に示すのが幼稚園保姆検定試験として明治38年から42年に実施された「修身」の出題状況である。出題数は各2問、試験時間は各回において1時間となっている。なお、表中「回」の欄は「1」が当該年度第1回目の実施問題、「2」が同じく第2回目の実施問題という意味である。

表2 「修身」の出題状況

明治	回	出題内容
38	1	(一) 父母ニ対スル道ヲ問フ、(二) 衣服ニツイテノ心得ヲ説明セヨ
	2	(一) 忍耐ノ必要ナル所以ヲ述ベヨ、(二) 慈愛ニ付テ注意スベキコトヲ述ベヨ
39	1	(一) 祭儀ノ必要ヲ述ベヨ、(二) 勤勞ノ大切ナル所以ヲ説ケ
	2	(一) 男ノつとめト女ノつとめトニツイテ記セ、(二) 迷信ヲ避ケ子バナラヌコトニツイテ記セ
40	1	(一) 公德ノ必要ナル訳ヲ説ケ、(二) 職業ニ対スル心得ヲ述ベヨ
	2	(一) 御聖諭中ノ「恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ボシ」ヲ簡單ニ説明セヨ、(二) 御聖諭ノ第二段ニ列挙セラレタル要目ヲ挙ゲヨ
41	1	(一) 博愛ヲ行フニツキ注意スベキ要件ヲ問フ、(二) 公益ヲ広メシ人ノ実例ヲ挙ゲヨ
	2	(一) 記載なし、(二) 記載なし
42	1	左ノ意義ヲ問フ(1)困難ハ最良ノ教師(2)善ヲ責ムルハ朋友ノ道ナリ
	2	(一) 幼稚園時代ニ於ケル良イ児童トハドンナノヲ云フカ、(二) 親族ニ対スル心得ヲ述ベヨ

（『兵庫県小学校教員及幼稚園保姆検定試験問題集』の幼稚園保姆検定試験実施状況に基づいて作成）

「修身」の出題傾向としては、42年度出題の一部の問題を除いて教員という枠組みにおける普遍的な徳性を問う内容が多くなっている。出題の内容に対しては、例えば①主として受験者の知識により答えを導き出す問題（「公益ヲ広メシ人ノ実例ヲ挙ゲヨ（41年）」など）、②知識だけでなく倫理観や道徳的思考、態度などを問うもの（「公德ノ必要ナル訳ヲ説ケ（40年）」など）、に大別してとらえることができるであろう。なお、出題の比率としては後者が多い。

（2）「保育」

次に「保育」の出題状況（明治38年から42年に実施）をみていく。以下の表にその内容、推移を示す。なお、1回の試験での出題数は概ね3問、試験時間は各回において2時間となっている。

表3 「保育」の出題状況

明治	回	出題内容
38	1	（一）遊戯選択ハ如何ナル標準ノモトニナスカ、（二）フレーベル氏ガ第二恩物上ニ顕ハサレシ理ヲ説明セヨ、（三）保育上注意スベキ主ナル要項ヲ挙ゲヨ
	2	（一）幼児の性質ニツキテ知レル所ヲ述ベヨ、（二）幼児ニ課スル遊戯選択ノ標準ヲ述ベヨ、（三）幼稚園保育ト小学校教育トノ差別ヲ述ベヨ
39	1	（一）保育ノ特色ヲ説明セヨ、（二）左ノ場合ニ於ケル正当ノ保育方法ヲ問フ（イ）幼児ノ怒ル時（ロ）幼児ガ事々ニ質問シタル時
	2	（一）幼稚園保育ニ於イテ特ニ遊戯ヲ重ンズル理由ヲ説明セヨ、（二）幼児ヲシテ談話ニ充分ノ興味ヲ起コサシムルニハ如何ナル点ニ注意ヲ要スルカ、（三）左ノ場合ニ於ケル保育方法ヲ問フ／談話或ハ唱歌ヲ行フ際ニ三ノ幼児ガ之ヲ厭フテ聞カザル場合
40	1	（一）保育上ニ於ケル談話ノ価値ヲ述ベヨ、（二）第二恩物ニツキテ知ル処ヲ記セ、（三）保育上一般ニ注意スベキ要件ヲ挙ゲヨ
	2	（一）遊戯ノ際ニ於ケル保姆ノ態度ヲ記セ、（二）保育上遊園ノ利用法ヲ述ベヨ、（三）恩物配列法ノ原理ヲ説ケ

41	1	(一) 幼稚園保育ノ要旨如何、(二) 保育上ヨリ見タル遊嬉ノ価値ヲ述ベヨ、(三) 恩物ノ使用ニ関シテ注意スベキ諸件如何
	2	(一) 記載なし、(二) 記載なし、(三) 記載なし
42	1	(一) 幼稚園ニ於ケル「談話」ノ目的及ビ談話ヲナストキ保育者ノ注意スベキ事項ヲ述ベヨ、(二) 幼稚園ニ於ケル遊園ニハ如何ナル設備ヲナスベキカ及ビ遊園ノ必要ナル理由ヲ述ベヨ
	2	(一) 手技ノ幼児ニ及ボス影響ヲ述ベヨ、(二) 保育用唱歌ヲ選択スルニツキ注意スベキ事項ヲ問フ、(三) 容易ニ泣ク幼児ノ取扱ニ関スル意見ヲ述ベヨ

(『兵庫県小学校教員及幼稚園保姆検定試験問題集』の幼稚園保姆検定試験実施状況に基づいて作成)

「保育」の出題傾向としては、「幼稚園保育ト小学校教育トノ差別ヲ述ベヨ(38年)」や「恩物配列法ノ原理ヲ説ケ(40年)」など受験者の有する知識が決め手になる問題は少なく、保育活動や保育者の実践を問う内容が多くなっている。各年度の出題をみると、遊戯や談話といった言葉が設問の中に複数回出てくるが、これは保育項目を遊戯・唱歌・談話・手技とすることを定めた「幼稚園保育及設備規程」(明治32年6月公布)が影響を与えているといえよう⁹。

ところで、幼稚園保姆検定試験の受験者に求められた学力とはどれほどのものであったのか。この問いの答えを導く手がかりが幼稚園保姆の免許規則の中にある。すなわち、兵庫県の幼稚園保姆免許規則の中に「試験科目及其程度」の規定があり、そこで「修身＝道徳ノ要旨」、「教育＝幼児保育の方法」と定められているのである¹⁰。もちろん、これだけで受験者に求められた学力程度はみえてこない。しかし、ほかの試験種別の該当項目を比較するとそこに差異が認められるのである。例えば、尋常小学校本科正教員試験の試験科目「教育」では「教育、教授法及学校管理法ノ大要」と記されている¹¹。これを前述の幼稚園保姆免許規則の規定に照らし合わせると、幼稚園保姆受験者に求められた学力程度の一端がみえてくる。

なお、ここまでみてきた内容は学科試験として実施された「修身」と「保育」の出題状況であるが、幼稚園保姆検定試験全体からみると注意しなければならない点がある。それは、当該試験では実地試験に関する内容も定められている、ということである。すなわち、試験規定において、「各科正教員及幼稚園保姆ノ志願者ニ対シテハ学

科試験ノ外実地教授又ハ実地保育ノ試験ヲ行フコトアルベシ¹²』という条文が盛り込まれていることから、幼稚園保姆試験受験者に対して実地保育が行われることもあったのである。

おわりに

以上本稿では、明治期の幼稚園保姆に求められた資質や学力程度について、『兵庫県小学校教員及幼稚園保姆検定試験問題集』の内容を通して考察してきた。第一節では、明治期における幼稚園保姆のあり方をとらえるひとつの試みとして、兵庫県小学校教員及幼稚園保姆検定試験における幼稚園保姆検定試験の位置づけを検討した。第二節においては、幼稚園保姆検定試験実施問題の内容と傾向を分析するため、試験科目のうち特に「修身」と「保育」を取り上げ、それぞれの出題内容や試験科目としての特質などを考察した。

以上の考察を踏まえて本稿を総括してみると、次のように整理することができる。

第一に、兵庫県においては幼稚園保姆検定試験が小学校の各種検定試験に付随しているものという位置づけではなく、検定試験として明確に制度に組み込まれているという点が明らかとなった。試験の実施状況を見ると、設定された試験科目の数や科目の種類などから当該学科試験を通して幼稚園保姆の資質を見極めようとする意図がみえる。

第二に、試験科目のひとつである「修身」では、知識だけでなく受験者の倫理観や道徳的思考、態度などを問うものが多く出題されていることから、設問の視点がそのまま保育現場での保姆に求められる姿勢や要素になっていると見ることができる。そして、こうした視点が幼稚園保姆に求められる資質の一側面を形成しているという見方もできるであろう。

第三に、試験科目「保育」の検討から、幼稚園保姆検定試験受験者に求められた学力程度は、保育現場で活用できる最低限の実践的知識や技能を有しているかどうか、という観点が評価の基軸にあったと考えられる¹³。

なお、今後は、教員養成制度に関する史的研究という枠組みのなかで、幼稚園保姆検定試験制度というテーマをさらに探求するため、今回取り上げることのできなかった地域や実施時期、問題の内容等について、同時期に実施された小学校教員検定試験との関わりにも目を向けながら研究の幅を広げたい。

〔付記〕本稿は上田女子短期大学研究助成費による成果の一部である。

- 1 平田宗史「明治初期教員養成制度の一考察」（広島大学教育学部『広島大学教育学部紀要、第一部』（17）1968年12月1-11頁所収）や名倉英三郎「明治初期の教員養成制度-近代日本教育制度の発達」（東京女子大学比較文化研究所『比較文化』（5）1958年12月所収）といった研究がある。
- 2 釜田史「明治二〇年代秋田県における小学校教員検定試験に関する研究」（全国地方教育史学会『地方教育史研究』（30）2009年 五十五-七三頁所収）ほか、山本朗登「小学校教員検定試験制度の教員供給における位置づけに関する一考察-明治期の兵庫県を事例として」（神戸大学『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』2（1）2008年 八十一-九十頁所収）ほか、といった研究成果がある。
- 3 小学校教員の資格基準に関する規定は「学制」の第四十章（「教員ノ事」）に示されている。なお、小学校教員に関しては、第四十六章に「小学校教員ハ男女ノ差別ナシ其才ニヨリ之ヲ用フヘシ」という規定も盛り込まれている。
- 4 「教育令（明治十二年九月二十九日太政官布告第四十号）」第三十五条。
- 5 同前書 「教育令」では、「師範学校ハ教員ヲ養成スル所トス（第六条）」と規定している。しかし、前述の第三十五条のほか、「公立小学校教員ハ師範学校ノ卒業証書ヲ得タルモノトス但師範学校ノ卒業証書ヲ得スト雖モ教員ニ相応セル学カヲ有スルモノハ教員タルモ妨ケナシ（第三十八条）」という規定のように、教員不足への対応の意図がみえる条文も盛り込まれている。
- 6 兵庫県教育会『兵庫県小学校教員及幼稚園保母検定試験問題集』明治43年2月1頁。
- 7 『同前書』224-225頁。
- 8 『同前書』225-226頁。
- 9 「幼稚園保育及設備規程」には、幼稚園が満3歳から小学校に就学するまでの幼児を保育する場であることや、一日の保育時間を五時間以内とすることなどが定められている。なお、公布以降においてその後の幼稚園保育の主要指針という役割を担った。
- 10 兵庫県令第八十号「幼稚園保母免許規則」明治33年11月。
- 11 小学校教員検定に係る兵庫県の規程による。同規程には、「無試験検定ハ随時之ヲ行フ」という条文も盛り込まれていることから、当時の教員不足という状況が

うかがえる。

- 12 兵庫県教育会『前掲書』。実地試験の規定については、小学校教員及幼稚園保姆検定試験の志願者便覧の附録15頁に示されている。
- 13 試験において実践的知識、技能を評価する一方で、教員や保育者を早期に確保するという意図から、「教員保姆代用等ノ職ニ在ルコト一ヶ年以上ニシテ現ニ其職ニアル限り実地教授ノ試験ヲ省ク」（兵庫県教育会『前掲書』附録19頁）という規定も示されていた。